

## 平成 26 年度第 1 回 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会 会議録

日時 平成 26 年 6 月 26 日（木）午後 1 時 30 分

場所 八戸市公民館 1 階講義室

### ○出席者（14 名）

坂本部部长、工藤副部长、藤川委員、山本委員、珍田委員、山田委員、金澤委員、浮木委員、眞下委員、獅子内委員、李澤委員、新坂委員、慶長委員、中村委員

### ○欠席委員（3 名）

澁田委員、室岡委員、高渕委員

### ○事務局（16 名）

石田福祉部長兼福祉事務所長、工藤市民健康部長、梅内福祉部次長兼障がい福祉課長、矢羽々市民健康部次長兼介護保険課長

[健康増進課] 鈴木健康増進課長、石藤副参事

[高齢福祉課] 長谷川高齢福祉課長、中居地域包括支援センター所長、嶋森副参事、竹井主査

[介護保険課] 田茂副参事、岩崎副参事、佐藤主幹、松長主幹、下平主事兼介護支援専門員、小檜山主事

事務局（岩崎副参事）：只今から、平成 26 年度第 1 回介護・高齢福祉部会を開会いたします。本日の出席委員は 14 名で、半数以上の出席者でありますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

はじめに、平成 26 年 6 月 5 日付けで八戸市健康福祉審議会委員に委嘱されました方の委嘱状交付を行います。お名前を申し上げますので、その場にご起立願います。福祉部長がお席に参りまして、委嘱状（委嘱期間：平成 26 年 6 月 5 日～平成 28 年 6 月 25 日）をお渡しいたします。では、福祉部長お願いいたします。

東奥日報社八戸支社編集部長 珍田 秀樹 様

青森県看護協会三八支部長 金澤 厚子 様

以上で、委嘱状交付を終わります。

なお、分科会の所属については、珍田委員、金澤委員、お二人とも地域密着型サービス運営委員会となりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、今年度の人事異動に伴い、新たに事務局の職員となりました職員をご紹介します。工藤朗 市民健康部長、鈴木良子 健康増進課長 以上でございます。

それでは、議事に入ります。議長は部会長に務めていただきます。坂本部部长お願いいたします。

議長（坂本部部长）：それでは会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。本日は委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。また、新たに委員になられた珍田委員、金澤委員におかれましては、どうぞよろしくお願い致します。

さて、本日は、今年度第 1 回目の部会ということで、5 つの議事についてご審議いただきます。今年度は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の第 6 期事業計画を策定する年であります。そのため、本日を含めて年 6 回の部会開催を予定しておりまして、委員の皆様方におかれましては、度々ご足労おかけいたしますが、市民にとってより良い計画を策定するため、ご協力賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

それでは次第に従いまして、議事を進めて参ります。最初に、(1)の「平成26年度介護・高齢福祉部会及び分科会の開催予定について」、事務局から説明をお願いします。松長主幹。

事務局（松長主幹）：介護保険課の松長と申します。座ってご説明いたしたいと思っております。資料1ページをお開きください。今年度は平成27年度から平成29年度までの第6期八戸市高齢者福祉計画の策定年度であるとともに、地方分権改革に伴い、介護予防支援事業、地域包括支援センターの基準条例を制定することとなっております。これらの審議を中心に、介護・高齢福祉部会を年6回、地域密着型サービス運営委員会を年1回、地域包括支援センター運営協議会を年1回予定しております。第6期計画につきましては、今後、国から示されるガイドラインを基に、サービス基盤整備方針及び介護保険料の設定等についてご議論いただき、来年2月までに策定したいと考えております。

議長（坂本部長）：只今の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

委員：なし

議長（坂本部長）：ご質問等ないようですので、それでは、この予定で進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします

それでは、次に(2)の「第6期八戸市高齢者福祉計画に係る市民アンケート、類似自治体比較について」、事務局から報告を受けることといたします。

事務局（松長主幹）：それでは、まず、市民アンケートについて、ご報告させていただきます。別冊の「介護保険に関するアンケート調査結果」をご用意いたします。なお、本冊子は、委員の皆様方に事前に送付しており、調査項目も多いことから、調査概要のご説明をもってご報告とさせていただきます。

それでは、2ページをお開き願います。まず「1 調査目的」についてですが、介護保険の第1号被保険者である65歳以上のサービス利用者及び未利用者の生活状況やサービス満足度、保険料負担の意向等について把握することにより、第6期八戸市高齢者福祉計画策定の基礎資料とすることを調査目的としております。次に「2 対象者数」についてですが、第1号被保険者3,600人といたしました。その内訳は、(1)一般用としまして、要介護認定を受けていない第1号被保険者が1,800人、(2)の受給者用としまして、居宅サービス利用第1号被保険者が1,800人となっております。次に「3 調査方法」についてですが、アンケート調査票を郵送し、回答記入後、同封の返信用封筒により返送を依頼いたしました。また、調査は無記名で行いました。※印の調査項目についてですが、第6期計画の策定にあたり、国が示す日常生活圏域ニーズ調査の調査票例を参考に、高齢福祉課で実施している二次予防事業対象者把握事業で調査済みの項目を除き、介護予防・保険料等に関する独自項目を加えて調査いたしました。次に「4 調査票発送日」ですが、本年2月28日に発送いたしました。次に「5 回答期限」ですが、本年3月20日までの投函を依頼しております。次に「6 回収率」についてですが、一般用、受給者用あわせて、69.8%となっております。内訳は、(1)の一般用が71.8%、(2)の受給者用が67.8%となっております。なお、記載してございませんが、前回の調査と比較いたしますと、(1)の一般用は前回より1.5ポイント高く、(2)の受給者用は前回より2.2ポイント高くなっており、一般用、受給者用あわせると、前回の回収率より2.3ポイント高くなっております。

3ページに参りまして、「7 調査項目一覧」についてですが、表の、一般用の列と受給者用の列には、各調査項目にかかる問いの番号と記載ページを表記しております。また、黒い星印のマーク

は、日常生活圏域ニーズ調査項目を表し、網掛けとなっているものは、前回調査はなく、今回調査したものを表しております。網掛けがないものは、前回、今回とも調査したものとなっております。調査項目の区分としましては、回答者属性、家族・生活の状況、運動・閉じこもりに関する事、口腔・栄養に関する事、転倒予防に関する事、4ページに参りまして、物忘れに関する事、日常生活に関する事、5ページに渡りまして、社会参加に関する事、健康に関する事、介護予防に関する事、サービスの満足度と利用意向、6ページに参りまして、ケアマネジャーとケアプラン、介護保険料と利用料の負担、必要な施策、そして自由意見となっております。調査項目数の計は、一般用が106、受給者用が39となっております。

7ページに参りまして、「8 主な回答結果」についてですが、「(1)回答者属性」の「①性別」については、一般用、受給者用あわせると、男性が1,232人、49.1%、女性が1,253人、49.9%となっております。次に「②年齢階級別」についてですが、一般用、受給者用あわせると、各年齢階級、18%台から20%台となっております。次に「(2)家族・生活の状況」の「④家族構成」についてですが、一般用、受給者用ともに、「家族など同居」と答えた人の割合が最も多くなっております。「家族など同居」と答えた人は、一般用が1,052人、81.4%、受給者用が889人、72.9%となっております。8ページに参りまして、「家族など同居」と答えた人について、アの本人を含む人数については、一般用、受給者用ともに、「2人」と答えた人の割合が最も多くなっております。「2人」と答えた人は、一般用が431人、41.0%、受給者用が296人、33.3%となっております。次に、イの同居している人については、一般用は、「配偶者」と答えた人が708人、67.3%で最も多く、次いで、「息子」398人、37.8%、「孫」235人、22.3%と続いております。受給者用は、「配偶者」と答えた人が554人、62.3%で最も多く、次いで、「息子」381人、42.9%、「子どもの配偶者」254人、28.6%と続いております。次に、②の「主にどなたの介護・介助を受けているか」については、「妻」と答えた人が350人、28.7%で最も多く、次いで、「娘」185人、15.2%、「夫」154人、12.6%と続いております。なお、記載してございませんが、介護をしている人を性別でみますと、「その他」と「不明」を除き、男性の割合は23.4%、女性の割合は55.7%となっております。次に、③の「現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じているか」については、一般用、受給者用ともに、「やや苦しい」と答えた人の割合が最も多くなっております。「やや苦しい」と答えた人は、一般用が577人、44.7%、受給者用が587人、48.2%となっております。なお、「苦しい」と「やや苦しい」を合わせた割合でみますと、一般用は67.5%と全体の6割以上を占め、受給者用は72.0%と全体の7割以上を占めております。次に「(3)サービスの満足度と利用意向」の「①介護保険サービスの満足度」については、11種類のサービス全てについて、「満足」及び「ほぼ満足」を合わせた割合は、「利用したことがない」及び「不明」を除き、全体の6割以上を占めております。次に②の「今後、どこで生活することを希望するか」については、一般用、受給者用ともに、「現在の住居に住み続けたい」と答えた人の割合が最も多くなっております。「現在の住居に住み続けたい」と答えた人は、一般用が591人、45.8%、受給者用が852人、69.9%となっております。次に「(4)介護保険料と利用料の負担」の①の「八戸市の介護保険料基準額は月額4,800円（全国平均4,972円、青森県平均5,491円）ですが、月額いくらが適当と思うか」については、一般用、受給者用ともに、「5,000円未満」と答えた人の割合が最も多くなっております。「5,000円未満」と答えた人は、一般用が859人、66.5%、受給者用が781人、64.1%となっております。なお、「5,000円未満」と「5,000～5,499円」を合わせた5,500円未満の割合でみますと、一般用

は80.5%、受給者用は83.2%と、ともに全体の8割以上を占めております。9ページに参りまして、②の「介護保険サービス量（施設整備など）と介護保険料との関係についてどのように思うか」については、一般用、受給者用ともに、「現在と同程度の介護保険サービス量（施設整備など）でよい」と答えた人の割合が最も多くなっており、一般用が454人、35.1%、受給者用が602人、49.4%となっております。次に「(5)今後の施策」として、「介護保険制度の今後の施策についてどのようなことが必要と思うか」については、一般用は、「公正・公平な要介護度の認定」と答えた人が537人、41.6%で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームなどの介護保険が適用となる入所施設の増設」366人、28.3%、「介護が必要とならないための予防施策」332人、25.7%と続いております。受給者用は、「特別養護老人ホームなどの介護保険が適用となる入所施設の増設」と答えた人が464人、38.1%で最も多く、次いで、「公正・公平な要介護度の認定」409人、33.6%「通所介護や通所リハビリなどの通所サービスの充実」343人、28.1%と続いております。

以上で、市民アンケートについてのご報告を終わります。

議長（坂本部長）：只今の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

委員：なし

議長（坂本部長）：事務局からアンケートの概要について説明を受けました。このような結果になったという報告です。結果についてはご了承いただいたということとします。それでは次に、(3)の「地方分権改革に伴う介護予防支援及び地域包括支援センターに係る基準条例の制定について」、事務局から説明をお願いします。岩崎副参事。

事務局（岩崎副参事）：議事の(3)地方分権改革に伴う介護予防支援及び地域包括支援センターに係る基準条例の制定について 介護保険法の改正により、平成26年度中に介護予防支援と地域包括支援センターに係る市条例の制定が必要となりましたので、その経緯と内容についてご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。地方分権改革についてでございます。現在、国と地方が適切に役割を分担し、地域のことは地域に住む住民が決められるよう、権限や財源を地方に移譲する制度改革が進められています。取組の一つとして、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大があり、対象となる約4,000条項について、順次見直しが実施されています。見直しに係る事項について、関係する法律を一括して改正したのが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」いわゆる地方分権一括法です。これまでの地方分権の状況ですが、平成23年に第1次一括法、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立したことにより、介護保険法が改正され、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスに関する基準が条例委任されました。これに伴い、本市においても、平成24年に「八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を制定しております。その後も段階的に地方分権が進み、平成25年に第3次一括法が成立いたしました。これまで国で定めていた基準を条例で制定するにあたり、どのように扱うかですが、表のとおり、3つに分類されております。

- 「従うべき基準」型：必ず適合しなければならない基準です。
- 「標準」型：法令の「標準」を通常よるべき基準とするものです。
- 「参酌すべき基準」型：十分参照しなければならない基準です。

これら3つの分類に基づいて、地方自治体は条例を制定することになりますが、基準を自由に設

定できるものではなく、参酌すべき基準に該当する基準を中心に検討していくこととなります。

なお、第3次一括法関連では、「標準」型の基準はありません。

2ページをお開きください。指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センターに係る基準は、介護保険法施行規則及び厚生労働省令に定められていますが、第3次一括法の施行により、当該基準を市町村の条例で定めることとなりました。平成26年4月1日「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」が施行となりましたが、1年間を超えない期間において条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が置かれています。

以下は、今回、条例制定が必要となった点について、内容をまとめたものでございます。1つ目、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、「申請者の法人格の有無に係る基準」の条例委任について 表は、左から、法律名、条項、概要、改正後の条文で、下線を引いた部分が、改正された部分となっています。介護保険法第115条の22において 市町村長が指定介護予防支援事業者の指定の申請があった場合に指定をしてはならない基準として、「申請者が市町村の条例で定める者でないとき」に改正されました。厚生労働省令で定める基準は、ここには記載はございませんが、「申請者が法人でないとき」とされており、基準の類型は、「従うべき基準」ですので、条例では、指定介護予防支援事業者は法人と定める予定です。

3ページをご覧ください。2つ目は、指定介護予防支援事業所の有する従業者の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準の条例委任です。指定介護予防支援事業について、介護保険法第115条の24第1項は従業者の基準についてですが、「市町村の条例で定める基準に従い」に改正されました。同じく、第2項は支援の方法・運営基準についてですが、「市町村の条例で定める」に改正されました。第3項第1号第2号は、市町村の条例制定の際、これまで厚生労働省令で定めていた基準をどのように扱うかを規定しています。第1号従業者・員数、第2号運営に関する事項のうち利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものは、「従うべき基準型」ですので、改正前、厚生労働省令で定めていた基準を、そのまま条例で定める予定のものとなります。その他の事項についての基準の類型は、「参酌すべき基準」型ですので、厚生労働省令を十分に参照して条例に定めることとなります。

4ページをお開きください。3つ目は、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準の条例委任です。介護保険法第115条の46第4項は包括的支援事業を実施するために必要なものについてですが、「市町村の条例で定める基準を遵守」しなければならないに改正されました。第5項職員の基準・員数は「従うべき基準」型、その他の事項は「参酌すべき基準」となっております。下の表は、現在の八戸市内の事業所の状況です。平成26年6月1日現在、介護予防支援事業所は62か所、地域包括支援センターは1か所となっております。

5ページをお開き下さい。今後の条例制定までのスケジュールについてでございます。経過措置により、条例制定は今年度中となっておりますが、制定した条例の、各事業所への周知期間が必要であることから、12月市議会定例会に条例案を上程することを想定して作業を進め、部会及び運営委員会での審議をお願いしたいと考えております。以上です。

議長（坂本部長）：只今の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

委員：なし

議長（坂本部長）：ご質問等ないようですので、(3)についてご了承したものと取り計らいます。

次に、(4)の「地域密着型サービス事業所の指定更新等について」、説明をお願いします。下平主事。

事務局（下平主事兼介護支援専門員）：介護保険課の下平でございます。よろしくお願いいたします。

座って御説明いたします。お手持ちの資料の(4)地域密着型サービス事業所の指定更新等を御覧ください。地域密着型サービス事業所の指定更新について御説明いたします。介護保険法上、事業所の指定は6年ごとの更新制となっております。これに伴いまして、平成26年4月17日から平成26年7月11日までに指定の有効期間満了日を迎える事業所が6事業所ございます。資料のサービス種別という項目を御覧ください。6事業所の詳細と致しましては、認知症対応型通所介護事業所が1事業所、認知症対応型共同生活介護事業所が4事業所、小規模多機能型居宅介護事業所が1事業所となっております。各事業所から提出された書類を審査した結果、問題となる事項がございましたので、指定更新を行ったことを御報告いたします。なお、認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームそら」についても問題となる事項がございましたので、6月27日に指定更新を行う予定となっております。

続いて、資料の市外にある地域密着型サービス事業所の指定についてを御覧ください。階上町に所在する特別養護老人ホーム見心園が、平成26年4月1日指定更新するに当たり、平成17年に整備していた「一部ユニット型介護老人福祉施設」が階上町の地域密着型介護老人福祉施設として指定されましたが、八戸市の利用者が入居していた為、階上町との協議により、平成26年4月1日八戸市のみなし指定事業所として指定したことを御報告いたします。説明は以上となります。

議長（坂本部長）：只今の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

委員：なし

議長（坂本部長）：ご質問等ないようですので、(4)についてご了承したものと取り計らいます。

次に、「(5)介護予防支援業務委託事業者の承認について」、事務局から説明をお願いします。竹井主査。

事務局（竹井主査）：高齢福祉課の竹井と申します。座ってご説明させていただきます。それでは、資料の「(5)介護予防支援業務委託事業者の承認について」の資料をご覧ください。

本日は、(1)に掲載しております7つの事業所の承認をお願いします。左側から法人名、事業所名、事業所所在地の順で記載させていただいておりますが、中段の事業所名でご説明いたします。まず、新規の事業所として、「ケアステーション香ノ鳥の里」、「居宅介護支援事業所かけはし」、「あゆみ居宅介護支援事業所」、「居宅介護支援事業所まる」の4つの事業所の承認をお願いします。

続きまして、「ビリーブケアプラン八戸中央」、「ケアプランセンターオーダリー」、「株式会社虹の街能代営業所」の3つの事業所につきましては、事後承認をお願いします。事後承認の理由といたしまして、「ビリーブケアプラン八戸中央」は、本年4月1日に法人名及び事業所名の変更がありました。ご利用者様に対して引き続きサービスを提供するため、本年4月1日に委託契約を締結しております。また、「ケアプランセンターオーダリー」は、本年4月1日に委託契約を締結しておりましたが、合同会社から株式会社へ組織変更があり、こちらも、ご利用者様に対して引き続きサービスを提供するため、株式会社設立の日の5月1日に新たに新会社と委託契約を締結したものであります。「株式会社虹の街能代営業所」につきましては、本年5月19日から、ご利用者様のご希望により既に委託契約を締結し、サービスを提供しております。

今回、ご承認いただく7つの事業所の職員に関する事項や給付管理者数については、資料の(2)、(3)のとおりとなっておりますので、御覧いただければと思います。

最後に、(4)委託事業者数でございますが、合計82事業所、受託可能見込数は1,137件となっております。以上で説明を終わります。

議長（坂本部長）：只今の説明について、ご質問、ご意見等はありませんか。

委員：なし

議長（坂本部長）：ご質問等ないようですので、(5)について承認することといたします。以上で、本日の議事は全て終了いたしました。最後に事務局から連絡事項がありますのでお願いします。

事務局（矢羽々市民健康部次長兼介護保険課長）：ご審議ありがとうございました。次回の「介護・高齢福祉部会」でございますが、日時は8月25日火曜日午後1時30分から、場所は市庁別館2階会議室を予定しております。後日、文書でご案内差し上げますのでよろしくお願い申し上げます。連絡事項は、以上でございます。

事務局（岩崎副参事）：それでは、これをもちまして、第1回介護・高齢福祉部会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。